実施方針に関する質問回答

令和元年9月27日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- 1. 本質問回答は、令和元年8月9日(金)から8月30日(金)までに受け付けた瑞浪超深地層研究所の坑道 埋め戻し等事業の実施方針に関する質問を、項目順に整理するとともに回答を付したものです。
- 2. 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理していますので、御注意ください。
- 3. なお、本回答は、現時点での機構の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので、御注意ください。最終的には、入札説明書等(入札説明書、要求水準書、契約書(案)等)に基づいてください。

No	<u> </u>		7	箇所			項目	質問内容	回答
	2110	頁	数	(数)	数)	カナ	7.0	r r	11
1	実施方針	4	1				事業内容	①坑道埋め戻し及び現状回復業務 v)前施工業者からの業務の引継ぎとありますが、どのような業務となるのか具体的にご教示ください。	「要求水準書(案)」第3章7節 前施工業者からの業務の引継ぎに関する要求水準を記載していますので、ご参照ください。
2	実施方針	4	1	(1)	6)	ア	事業内容	②環境モニタリング調査業務 ix)前施工業者からの業務の引継ぎとありますが、どのような業務となるのか具体的にご教示ください。	②環境モニタリング調査業務 i)~viii)の業務に関わる、調査・測定・分析・観測・維持管理の方法等について確認していただきます。
3	実施方針	5	1	(1)	6)	1	選定事業者への対価の支払い	埋戻し及び施設撤去に係る対価を一部事業者に支払い、残額を割賦で支払うことを規定していると思われますが、支払い方法(回数、時期等)をご教示ください、。また、「当該年度に支払うことができない対価は~(中略)~当該年度の支払い上限を超えない金額を支払う」について、具体的にスケジュール、支払い割合等をご教示ください。	ユリ=≥ nn キャック サ±n/4 キ/ ch) かート・
4	実施方針	5	1	(1)	6)	1	選定事業者への対価の支払い	その他の対価の対象となる業務にはモニタリング設備等撤去業務も 含まれており、本業務は、実施期間が7年8か月の長期に亘ります。 その他の対価に含まれる各業務や項目の具体的な支払い方法(回 数、時期等)をご教示ください。	
5	実施方針	12	2	(7)	1)	ħ	入札参加者の 参加用件等	入札参加グループの組成を検討するにあたり、参加資格要件の確認 が必要です。そのためPFI事業審査委員会の委員を早期にお示しくだ さいますようお願いいたします。	入札説明書及び事業契約書(案)等でお示しいたします。
6	実施方針	13	2	(7)	2)	ア	各業務の参加 資格	②工事実績 工事実績は、構成員、協力会社の全てが満たす必要がありますで しょうか。	工事実績は、いずれかの構成員、協力会社が満たしていれば、それで構いません。 詳細は、入札説明書でお示しいたします。
7	実施方針	14	2	(7)	2)	ア	各業務の参加 資格	③配置予定技術者 (ア)資格において選任する技術者は、同一人で(イ)工事経験のi)及びii)を必要とするのでしょうか? i)の工事経験で1名、ii)の工事経験で1名の別々2名を選任することでよろしいでしょうか?ご教示ください。	1
8	実施方針	14	2	(7)	2)	ア	各業務の参加 資格	③配置予定技術者 配置予定技術者は、構成員、協力会社の全てが満たす必要がありま すでしょうか。	配置予定技術者は、いずれかの構成員、協力会社が満たしていれば、それで構いません。 詳細は、入札説明書でお示しいたします。

No	資料名		Later	箇所	Later		項目	質問内容	回答	
		頁	数	(数)	数)	カナ				
9	実施方針	14	2	(7)	2)	ア	各業務の参加 資格	③配置予定技術者 (イ)工事経験 配置予定技術者の i) ii) の施工実績ににおける従事期間について、制限(例えば工事期間全体の50%以上在籍等) はありますでしょうか。	従事期間の制限はありません。施工実績です。	
10	実施方針	14	2	(7)	2)	ア	各業務の参加 資格	④「ボーリング孔の閉塞業務」を担うものは、それらの技術及び知識を有していることとするとありますが、これらを証するものは、 当該業務を受託した契約書等があればよろしいでしょうか。	契約書及び契約が履行されたことを証明するもの(完了検査書や報告書等)を提示してください。	
11	実施方針	14	2	(7)	2)	ア	各業務の参加 資格	④「モニタリング設備等撤去」に係る業務のうち「ボーリング孔の 閉塞」業務を担うものが技術及び知識を有していることを証する資 料はどのようなものを添付すればよろしいでしょうか?ご教示くだ さい。	を示す資料を提示願います。なお、証する資料として、当該配置者の経験	
12	実施方針	15	2	(7)	2)	1	環境モニタリ ング調査に当 たる者	専門性で900で、国談家性からは味外いににけないでしょうか。 技芸英雄は、東朗性とちょう業者等。の更素試験、触的なに思慮い	植栽管理する者が要件(技術、知識を有する)を満たしていれば構いません。 再委託でも構いません。	
13	実施方針	17	2	(10)	2)		特別目的会社 の設立	特別目的会社の設立場所は、問わないとの理解でよろしいでしょ う か。	特別目的会社は瑞浪市内に設置することとします。 詳細は入札説明書及び事業契約書(案)等でお示しいたします。	
14	実施方針	19	3	(3)			選定事業者の 責任の履行に 関する事項	事業契約の保証について、履行保証保険契約等による保証措置を採 用する場合、保証の対象期間及び対象範囲をご教示ください。	全ての業務の業務実施期間に契約保証を求めます。 詳細は入札説明書及び事業契約書(案)等でお示しいたします。	
15	実施方針	20	6	(3)	2		にも帰さない 事由により本 事業の継続が	本事業は、国内初の埋戻し事業であると理解しています。事業者の経験をもってしても想定できない事象はいずれの責めにも帰さない事由として整理いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、想定できない事象の発生により生じる事業者の費用増加、期間の延長、損害等は、事業者では負担できないため、原子力機構の負担としていただきたい。	当初想定できない事象で、機構と事業者のいずれの責めに帰さないと判断される場合は、両者で対応を協議した上で、追加費用は機構の負担とすることを考えます。	
16	添付資料3 リスク分担表	24					No.3 法令変更 リスク	一般的に適用される法令変更や新規立法が全て事業者負担となりますが、一般的とは何をもって一般的というのか不明であり、事業者 の責任〇は厳しいと考えます。「機構の責任〇、事業者一」として いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。	
17	添付資料3 リスク分担表	24					No.16 不可抗 カリスク	不可抗力に事業者が△とありますが、どういった場合を想定しているのでしょうか?事業者の善管義務を超えたリスクであり「機構の責任○、事業者-」としていただけないでしょうか。	事業者に発生した合理的な増加費用又は損害の一部について負担して頂くことを想定しています。 詳細については、入札説明書等でお示しいたします。	

No	資料名	<u> </u>		箇所	141-1		項目	質問内容	回答
18		貝	数	(釵)	数)	カナ			
	添付資料3 リ スク分担表	24					No.16 不可抗 カリスク	原子力機構、事業者のいずれの責めにも帰さない事由は、不可抗力には含まれず、原子力機構にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.15をご参照ください。
19	添付資料3 リ スク分担表	24					No.18 物価変動 リスク	埋め戻し・原状回復に係る物価変動の負担が事業者が主となっていますが、物価変動は事業者ではコントロールできないリスクですので原子力機構を主負担としていただきたい。	物価スライドを適用することとし、必要に応じて協議により決定することを考えます。
20	添付資料3 リ スク分担表	24					No. 18, 19 物価 変動リスク	「機構の責任△、事業者○」とありますが、何らかの物価指標(国交省:設計単価等)が±3%程度までは事業者負担、それを超える場合は発注者負担というのが一般的と考えます。明確な条件をご教示ください。	No.19をご参照ください。
21	添付資料3 リ スク分担表	24					No.19 物価変動 リスク	維持管理、その他業務の物価変動の負担が事業者が主となっていますが、物価変動は事業者ではコントロールできないリスクですので原子力機構を主負担としていただきたい。	
22	添付資料3 リスク分担表	24					No.20 金利変動 リスク	基準金利はLIBORを採用するケースが多いと理解しています。2020年度にLIBORが廃止されることが検討されていますので、万が一、LIBORが廃止された場合、金融機関等が定める代替措置に伴い、金利等が変更された場合も含め、当該リスクは原子力機構にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	基準金利を計算するための指標の改変や廃止があった場合は、事業者と
23	添付資料3 リスク分担表	24					No.21 金利変動 リスク	基準金利はLIBORを採用するケースが多いと理解しています。2020年度にLIBORが廃止されることが検討されていますので、万が一、LIBORが廃止された場合、金融機関等が定める代替措置に伴い、金利等が変更された場合、当該リスクは事業者では負担できませんので、原子力機構にて負担いただきたい。	No.23をご参照ください。
24	添付資料3 リ スク分担表	25					No.22 測量・調 査リスク	原子力機構が提供する図面等の誤りは、事業者では負いかねますので、重大さに関わらず原子力機構の負担としていただきたい。	図面の誤りが軽微で事業費等に影響を及ぼさないと考えられる場合は、機 構側の負担の必要はないと考えます。
25	添付資料3 リスク分担表	25					No.24 測量・調査リスク	当初想定できない既存施設の構造等の欠陥のリスクは、事業者では 負いかねますので、重大さに関わらず原子力機構の負担としていた だきたい。	ご意見として承ります。

No	資料名			箇所			項目	質問内容	回答
	A	頁	数	(数)	数)	カナ			
26	添付資料3 リスク分担表	25					No.33 工事監理 リスク		会計法、建築基準法及び関係法令に基づく通常発注者が行う工事監督業務(工事監理)については、本PFI事業の業務には含みません。当該工事監理業務は機構が実施し、本PFI事業に係る工事の施工管理業務はPFI事業者に実施して頂きます。
27	添付資料3 リスク分担表	26					No. 38 性能リスク	「機構の責任一、事業者〇」とありますが、本事業開始前に設置された施設、設備機器まで含むリスク負担は厳しいため、既設設備・設備機器の劣化リスクは「機構の責任〇、事業者一」としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
28	添付資料3 リスク分担表	26						「機構の責任一,事業者〇」とありますが、本事業開始前に設置された施設、設備機器の劣化状況は不明なため、善管義務を超えた施設損傷「機構の責任〇,事業者△」としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
29	添付資料3 リスク分担表	26					未達リスク	本リスクは、業務の履行状況に関するものであって、環境や水質を 要求水準として求めるものではないとの理解でよろしいでしょう か。	要求水準書案には、周辺環境の確保や水質基準を要求水準としています。 (例えば排水処理については、要求水準書案33ページをご参照下さい)
30	添付資料3 リスク分担表	26					No.42 費用増加 リスク	原子力機構の要因以外の要因による業務費の増加が事業者負担となっていますが、事業者の要因によるもの以外のリスクを負担することはできません。いずれの責めにも帰さない事由については原子力機構の負担としていただきたい。	依件と手未有のい9 10の貝のに滑さないと刊められる場合は、両有で対